

# 栗原市下水道事業経営戦略

団体名：宮城県栗原市

事業名：栗原市農業集落排水事業

策定日：令和5年（2023年）2月

計画期間：令和4年（2022年）度から令和13年（2031年）度まで

## 1 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設【令和3年度地方公営企業決算状況調査より】

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年(1994年)度 (28年)
法適(全部・一部) 非適の区分	適用 (令和2年(2020年)度から適用)
流域下水道等への接続 の有無	有
処理区域内人口密度	5.3人/ha
処理区数	5処理区域 (一迫高橋処理区、一迫姫松処理区、一迫大川口処理区、金成有壁処理区、志波姫南郷処理区)
処理場数	5処理場 (高橋地区農業集落排水処理施設、姫松地区農業集落排水処理施設、大川口地区農業集落排水処理施設、有壁処理区農業集落排水処理施設、南郷農業集落排水処理施設)
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	経済的かつ効率的な事業運営を図るため、平成25年(2013年)度から沢辺地区農業集落排水処理施設を廃止し、特定環境保全公共下水道へ、令和2年(2020年)度から大袋農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道へ編入しております。 また、令和6年(2024年)度に南郷農業集落排水処理施設、令和7年(2025年)度に大川口農業集落排水処理施設、令和11年(2029年)度に高橋農業集落排水処理施設を廃止し、特定環境保全公共下水道へ編入する計画です。

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>1 料金体系：基本料金と従量料金の2部料金制          (1) 経営の安定化のため、基本料金で固定費を確保          (2) 負担公平性のため、排除した汚水量に応じた負担</p> <p>2 基本料金          下水道の使用状況に関わらず発生する処理場の維持管理経費等について、汚水量10m<sup>3</sup>までを基本料金として負担いただいております。</p> <p>3 逡増型の従量料金          汚水量の増加に伴い、処理場の負担も増えることから、累進的な汚水量単価でもって、一定量以上汚水を排除した使用者には、応分の負担をいただき、使用者間の公平性を確保しております。なお、汚水量算定にあたっては、水道メーターの指針を基準にしております。</p> <p>4 自家水使用者について          自家水を使用する場合、その水量をメーターで確認することが出来ない使用者については、世帯人数による認定汚水量でもって料金を算定しております。</p> <p>5 料金改定          公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年(2026年)度に料金改定を見込んで作成しております。</p>														
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用使用料体系と同様です。</p>														
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用資料量体系と同様です。</p>														
<p>条例上の使用料(20m<sup>3</sup>あたり) *2</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,070円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,070円	令和2年度	4,070円	令和3年度	4,070円	<p>実質的な使用料(20m<sup>3</sup>あたり) *3</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,158円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,370円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,375円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,158円	令和2年度	4,370円	令和3年度	4,375円
令和元年度	4,070円														
令和2年度	4,070円														
令和3年度	4,070円														
令和元年度	4,158円														
令和2年度	4,370円														
令和3年度	4,375円														

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

## ③ 組織

下水道事業職員数		(R4.4.1現在)
技術職	6人	
事務職	8人	
合計	14人	

下水道事業管理者  
(栗原市長)

上下水道部長

上下水道部次長

経営課長

課長補佐

総務係

下水道経営係

お客様係

施設課長

課長補佐

下水道施設係

給排水係

(下水道・農集排・浄化槽 共通)

## (2) 民間活力の活用等

### ① 民間活用の状況

農業集落排水事業の包括的民間委託は、契約期間を5年間とする長期継続契約により、栗原市が所管する5処理施設（高橋、姫松、大川口、有壁、南郷）及びマンホールポンプの維持管理業務委託しており、主な業務内容は運転操作業務、保守点検業務、環境計測業務、消防設備点検業務、清掃業務等です。

### ② 資産活用の状況

管路、マンホールポンプ、施設の活用は、ありません。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

農業集落排水事業の持続可能な健全経営の確保のためには、維持管理経費に見合った収入の確保が必須であることから、市の各種補助金制度を活用して水洗化の向上を目指します。また、令和6年（2024年）度には志波姫地区の南郷農業集落排水処理施設を廃止し、令和7年（2025年）度には一迫地区の大川口農業集落排水処理施設、令和11年（2029年）度には高橋農業集落排水処理施設を廃止し、隣接する特定環境保全公共下水道に接続する計画で、単独処理施設の維持管理経費及び更新費用の削減を目指します。

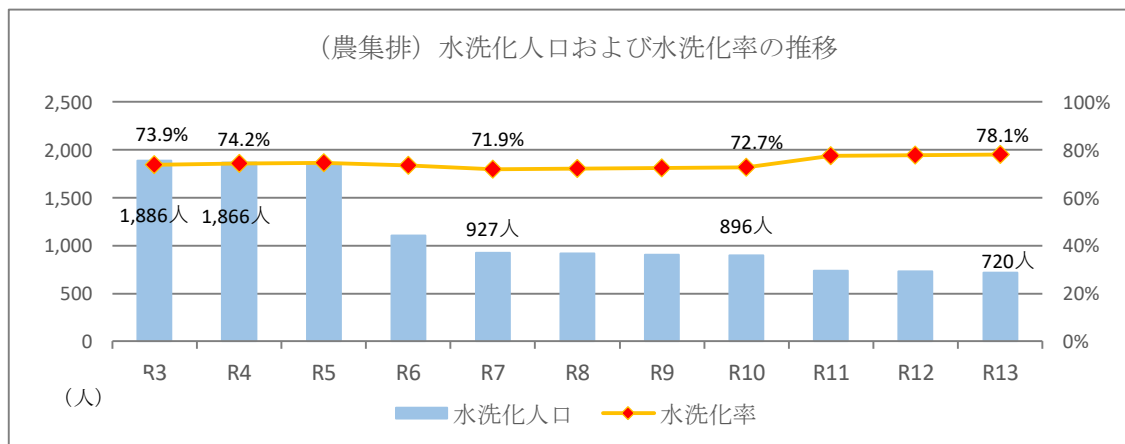
他の単独処理施設についても、更新時期を見据えながら維持管理費の低減を図ってまいります。

また、今後、公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。

※ 令和4年（2022年）度に策定し、公表した「令和3年度決算 経営比較分析表」を添付しております。

## (4) 水洗化人口及び水洗化率の推移

町村合併時の平成17年（2005年）度末の水洗化人口が2,527人、水洗化率57.9%でしたが、令和3年（2021年）度末には1,886人、73.9%までに推移しています。



※ R6年（2024年）度の減少は、南郷農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入に伴うもの。

※ R7年（2025年）度の減少は、大川口農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入に伴うもの。

※ R11年（2029年）度の減少は、高橋農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入に伴うもの。

## 2 経営の基本方針

市政運営の理念である「市民が創る 暮らしたい栗原」の実現のため、その基本方針に定められた下水道事業の果たすべき役割を踏まえ、快適な市民生活に資し、持続可能な汚水処理を行うため、計画的かつ適正規模に即した施設整備と、施設の老朽化に備え、適切かつ計画的な維持管理等によりライフサイクルコストの低減化を図り、市民サービスの向上と健全な経営を目指して、次の3項目について重点的に取り組みます。

### (1) 持続的なサービスの提供

維持管理費については、今後急速に老朽化が見込まれる農業集落排水処理施設の長寿命化を目的とする機能強化対策事業の検討を行い、ライフサイクルコストの低減化を図り、計画的な維持・修繕及び改築を施し、持続的なサービスが提供できるように取り組みます。

### (2) 施設維持経費の削減

施設の老朽化に伴う更新費用及び施設維持管理費が増加することから、経済的かつ効率的な事業運営を図るため、令和6年（2024年）度に志波姫南郷農業集落排水処理施設、令和7年（2025年）度に一迫大川口農業集落排水処理施設、令和11年（2029年）度に一迫高橋農業集落排水処理施設を廃止し、特定環境保全公共下水道へ編入する予定です。

### (3) 水洗化の促進

河川・湖沼などの水質保全、生活環境の向上のため、未接続者へ市独自の各種助成制度「水洗便所等改造資金利子補給制度」及び「排水設備設置工事費補助金制度」並びに「浄化槽切替助成事業補助金制度」を周知し、市民の理解、協力のもとに水洗化の促進に努めます。

## 3 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおりです。

### (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### ア 投資に関する目標

維持管理経費の削減が必須であるため、令和6年（2024年）度に南郷農業集落排水処理施設、令和7年（2025年）度に大川口農業集落排水処理施設、令和11年（2029年）度に高橋農業集落排水処理施設を廃止し、隣接する特定環境保全公共下水道に接続するなど、処理施設の維持管理経費及び更新費用の削減し、経済的かつ効率的な事業運営を目標としています。

##### イ 管渠、処理場等の建設・更新に関する目標

計画的な施設の修繕を実施するとともに、必要に応じて修繕及び更新を行います。

### ウ 防災・安全対策に関する目標

管路施設の修繕の際に地震対策などを施し、災害等による下水道機能の停滞を招くことのないよう努めます。

## ② 収支計画のうち財源についての説明

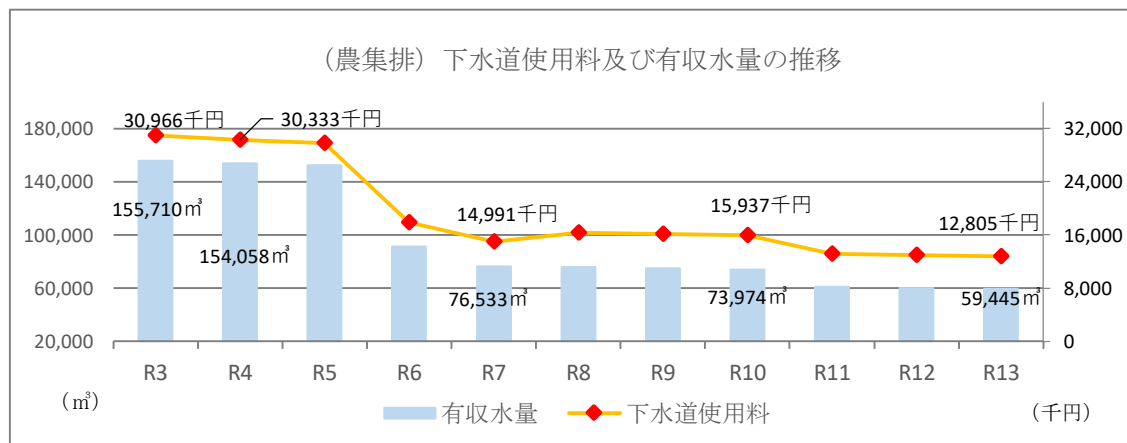
### ア 財源に関する目標

適正な使用料徴収に努めるとともに、資本費平準化債の発行により世代間の公平を図ってまいります。

### イ 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する目標

使用料については、人口減少や南郷農業集落排水処理施設・大川口農業集落排水処理施設・高橋農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入による収入の減少が見込まれます。

以上のことから水洗化率の向上を図るため、農業集落排水事業について市民の理解を得るよう普及啓発活動を実施するとともに、併せて市の補助金等の活用について周知し、水洗化の促進を図ってまいります。



※ R6年(2024年)度の減少は、南郷農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入に伴うもの。

※ R7年(2025年)度の減少は、大川口農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入に伴うもの。

※ R11年(2029年)度の減少は、高橋農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入に伴うもの。

### ウ 企業債及び繰入金に関する目標

資本費平準化債については、発行可能額以内で計画しています。一般会計からの繰入金については、総務省が定める繰出基準をもとに計画しています。

## ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

### ア 民間活力の活用

処理施設及びマンホールポンプの維持管理業務を5年ごとの長期継続契約により包括的民間委託をしています。

### イ 修繕費に関する事項

施設管理費については、包括的民間委託などにより計画的な修繕を行い、増加傾向にある修繕費の抑制を図ることから、今後も横ばいで推移するものとして計上しています。

## ウ その他

これまで、平成24年（2012年）度に金成沢辺農業集落排水処理施設、令和2年（2020年）度に若柳大袋農業集落排水処理施設を廃止し、流域下水道に接続し、施設の統廃合を進めてまいりました。令和6年（2024年）度に志波姫南郷農業集落排水処理施設、令和7年（2025年）度に一迫大川口農業集落排水処理施設、令和11年（2029年）度に一迫高橋農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道への編入を計画しており、収入では編入による当該地区分の使用料の減を見込んでいます。また、支出では同施設の廃止に伴う撤去費用などの経費を見込んでいます。

### (3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

##### ア 広域化・共同化・最適化に関する事項

施設の老朽化に伴う更新費用及び施設維持管理費が増加することから、将来における所要の更新費用を反映しつつ、また、経済的かつ効率的な事業運営を図るため、令和6年（2024年）度に志波姫南郷農業集落排水処理施設、令和7年（2025年）度に一迫大川口農業集落排水処理施設、令和11年（2029年）度に一迫高橋農業集落排水処理施設を廃止し、特定環境保全公共下水道へ編入する予定です。

#### イ 投資の平準化に関する事項

資本費平準化債は投資・財政計画（収支計画）にすべて反映済です。

※「資本費化債」とは、下水道事業債の償還財源として資本費平準化債を活用することにより、後年度に負担を繰り延べし、将来にわたって負担を平準化するもの。（起債償還のための起債）

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

##### ア 使用料の見直しに関する事項

公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております

#### イ 資産活用による収入増加の取組について

マンホールポンプ、施設の活用は、ありません。

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

##### ア 民間活力の活用に関する事項

現在実施している包括的民間委託を継続し、さらに効率的な運用ができるよう検討します。

#### イ 修繕費に関する事項

物価上昇等に伴う影響額を見込むとともに、計画的な施設のメンテナンスを実施し、修繕費の抑制に努めます。

#### ウ 委託費に関する事項

現在実施している包括的民間委託を継続するとともに、必要に応じて物価上昇等に伴う動力費等の影響額を見込みます。また、委託による効率的な運用が図られる事項などの検討を行ってまいります。

#### エ その他の取組

水洗化促進、収納率向上などを図るため、市民に対して農業集落排水事業の普及啓発に取り組みます。

### 4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本戦略は令和13年（2031年）度までの10年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられますことから、変化する社会情勢を踏まえつつ本戦略で掲げた取組を着実に遂行するため、年度ごとに点検・評価を行うとともに、おおむね5年後に経営戦略を改定します。

また、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「計画策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」のサイクルを活用して、本戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、次期戦略策定に反映します。

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

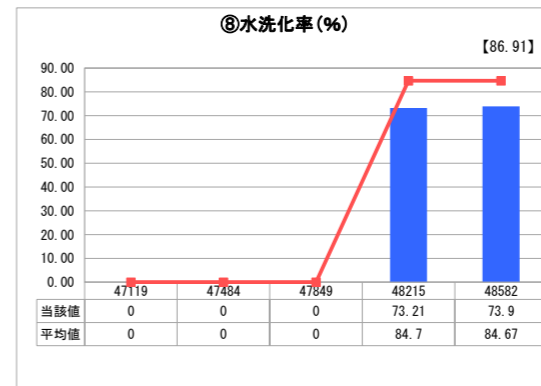
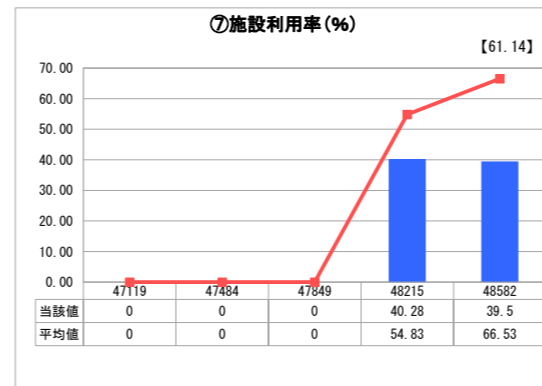
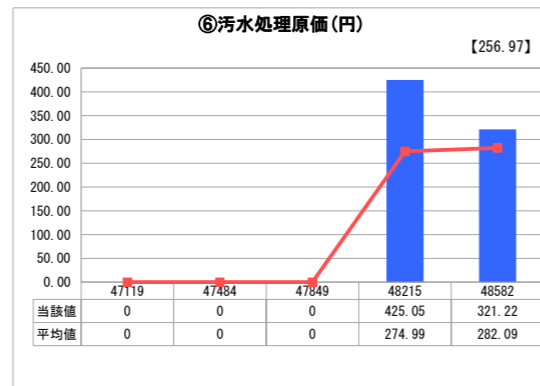
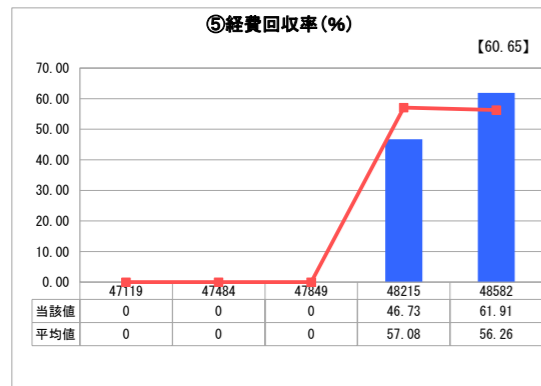
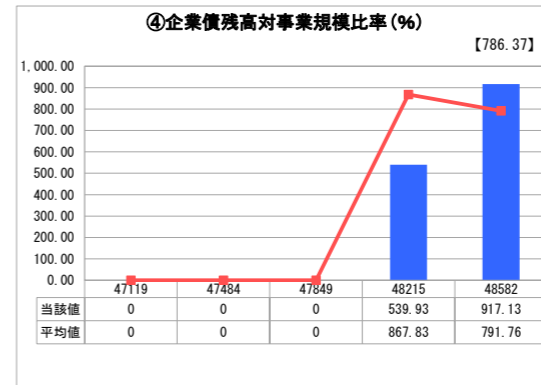
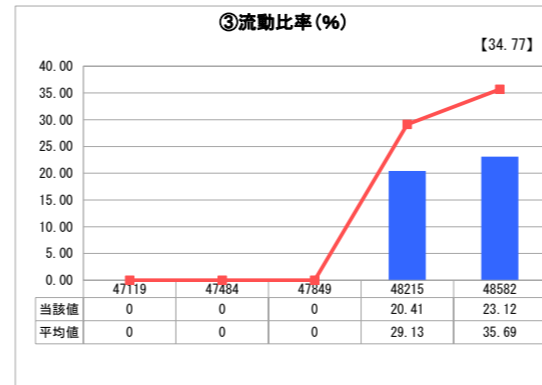
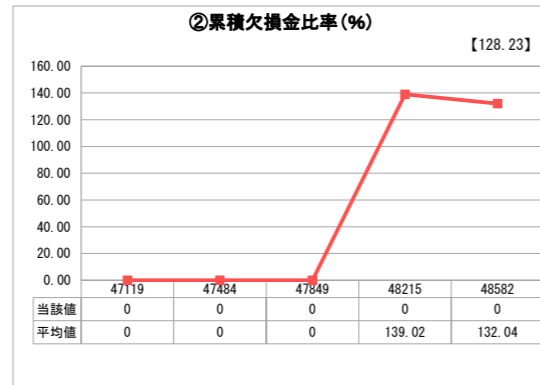
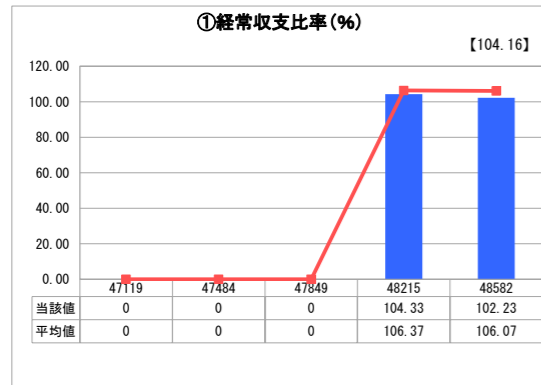
宮城県 栗原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	62.63	3.98	90.91	4,070

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
64,621	804.97	80.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,552	4.79	532.78

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[ ]	令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

① 経常収支比率102.23%  
 経常的収支比率は100%以上となっており、単年度収支では黒字である。しかし、今後、維持管理経費は増加傾向にあることから、使用料収入のみでは経費を回収できない状況が見込まれる。

② 流動比率23.12%  
 短期的な支払能力を示す値であり、類似団体の平均値を下回っている。これは企業債の償還金が多いためであり、より支払い能力を高めるため経営改善を図っていく必要がある。

③ 企業債残高対事業規模比率917.13%  
 類似団体平均を上回っているが、順次企業債の償還が進んでいくことから今後は改善していく見込みとしている。

④ 経費回収率61.91%  
 回収すべき汚水処理費を使用料で賄えず、より一層の収入の確保と汚水処理に係る費用の節減に努める必要がある。

⑤ 汚水処理原価321.22円  
 汚水処理に要した1m<sup>3</sup>あたり費用は、類似団体と比較して高くなっているため、より効率的な汚水処理と水洗化人口の増加等に伴う有収水量を増やす取り組みが必要である。

⑥ 施設利用率39.50%  
 類似団体と比較し平均値を下回っている。

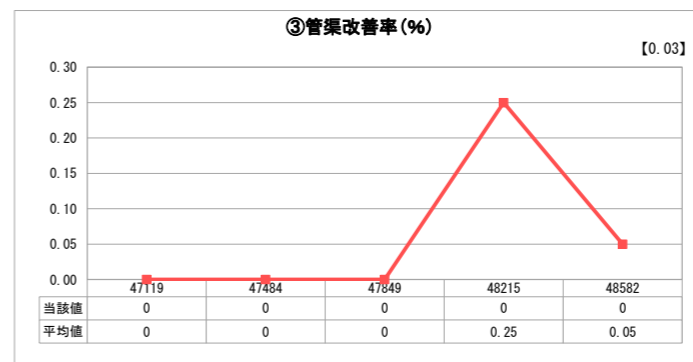
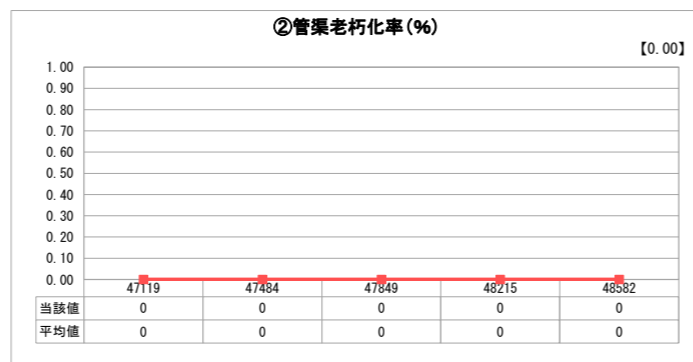
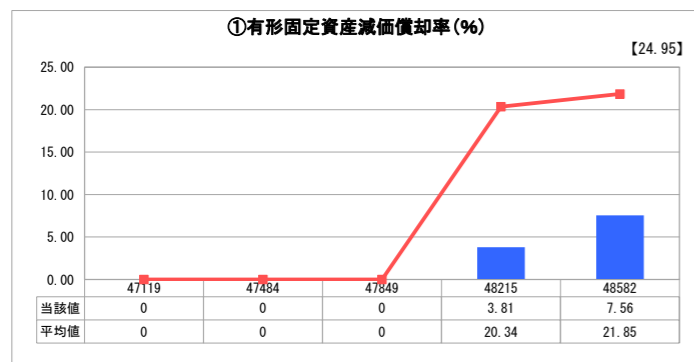
⑦ 水洗化率73.90%  
 類似団体と比較し平均値を下回っており、施設利用者の増加と水洗化の促進が必要である。

### 2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率7.56%  
 償却対象資産の減価償却の指標であり、老朽化の程度は類似団体平均を下回っている。

農業集落排水事業は、平成6年4月から供用開始し、28年が経過している。老朽化の各指標を参考にしつつも、他団体との比較や数値に捉われることなく、ストックマネジメントを実施し、老朽化の実態を把握したうえで、効果的な対応を図る必要がある。

## 2. 老朽化の状況



### 全体総括

持続可能な事業の運営を図るため、事業の投資効果を意識した発注及び施工に努め、老朽化する管渠及び処理施設の長寿命化対策に取り組み、今後、老朽化が急速に見込まれる設備機器の更新をすることで、その機能や性能を維持し、未然の事故防止につなげるとともに、健全な農業集落排水事業を進めるため、令和4年度に改定予定の「経営戦略」に基づき、農業集落排水処理施設を流域下水道へ接続することで、施設の統廃合を進め、効率的で効果的な施設形態を目指し、健全な事業経営につなげていく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。



# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円，%)

区 分		年 度	令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		30,980	30,340	29,843	17,893	14,999	16,320	
	(1) 料 金 収 入		30,966	30,333	29,835	17,885	14,991	16,312	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)								
	(3) そ の 他		14	7	8	8	8	8	
	2. 営 業 外 収 益		197,655	178,766	173,195	80,553	72,046	68,983	
	(1) 補 助 金		101,803	96,150	95,093	50,714	43,678	41,075	
	他 会 計 補 助 金		101,803	96,150	95,093	50,714	43,678	41,075	
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0	0	0	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		95,839	82,616	78,102	29,839	28,368	27,908	
	(3) そ の 他		13	0	0	0	0	0	
	収 入 計 (C)		228,635	209,106	203,038	98,446	87,045	85,303	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		201,284	188,109	185,656	88,257	78,853	77,888
		(1) 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0
		基 本 給		0	0	0	0	0	0
退 職 給 付 費									
そ の 他			0	0	0	0	0	0	
(2) 経 費			43,134	50,979	56,657	32,016	25,663	25,663	
動 力 費									
修 繕 費			6,785	11,800	12,924	7,424	5,853	5,853	
材 料 費									
そ の 他			36,349	39,179	43,733	24,592	19,810	19,810	
(3) 減 価 償 却 費			158,150	137,130	128,999	56,241	53,190	52,225	
2. 営 業 外 費 用			22,367	20,907	17,292	10,099	8,102	7,325	
(1) 支 払 利 息			20,806	20,907	17,292	10,099	8,102	7,325	
(2) そ の 他			1,561	0	0	0	0	0	
支 出 計 (D)		223,651	209,016	202,948	98,356	86,955	85,213		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		4,984	90	90	90	90	90		
特 別 利 益 (F)		0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)		10	90	90	90	90	90		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 10	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		4,974	0	0	0	0	0		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		13,953	13,953	13,953	13,953	13,953	13,953		
流 動 資 産 (J)		41,088	39,472	37,078	37,078	37,078	37,078		
う ち 未 収 金		7,381	0	0	0	0	0		
流 動 負 債 (K)		177,682	184,510	108,743	72,088	88,684	89,688		
う ち 建 設 改 良 費 分		173,738	180,566	104,799	68,144	84,740	85,744		
う ち 一 時 借 入 金		0	0	0	0	0	0		
う ち 未 払 金		3,944	3,944	3,944	3,944	3,944	3,944		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )									
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)									
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		30,980	30,340	29,843	17,893	14,999	16,320		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )									
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)									
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)									
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 事 業 の 規 模 (P)									
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )									

# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円，%)

年 度		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
区 分	1.	営業収益 (A)	16,141	15,945	13,134	12,973	12,813
	(1)	料金収入	16,133	15,937	13,126	12,965	12,805
	(2)	受託工事収益 (B)					
	(3)	その他	8	8	8	8	8
	2.	営業外収益	67,482	65,247	49,268	48,735	48,231
	(1)	補助金	39,967	38,499	27,619	27,086	26,582
		他会計補助金	39,967	38,499	27,619	27,086	26,582
		その他補助金	0	0	0	0	0
	(2)	長期前受金戻入	27,515	26,748	21,649	21,649	21,649
	(3)	その他	0	0	0	0	0
		収入計 (C)	83,623	81,192	62,402	61,708	61,044
	1.	営業費用	77,004	75,328	58,431	58,431	58,431
	(1)	職員給与費	0	0	0	0	0
		基本給	0	0	0	0	0
		退職給付費					
		その他	0	0	0	0	0
	(2)	経費	25,663	25,663	19,927	19,927	19,927
		動力費					
		修繕費	5,853	5,853	4,435	4,435	4,435
		材料費					
	その他	19,810	19,810	15,492	15,492	15,492	
(3)	減価償却費	51,341	49,665	38,504	38,504	38,504	
2.	営業外費用	6,529	5,774	3,881	3,187	2,523	
(1)	支払利息	6,529	5,774	3,881	3,187	2,523	
(2)	その他	0	0	0	0	0	
	支出計 (D)	83,533	81,102	62,312	61,618	60,954	
	経常損益 (C)-(D) (E)	90	90	90	90	90	
	特別利益 (F)	0	0	0	0	0	
	特別損失 (G)	90	90	90	90	90	
	特別損益 (F)-(G) (H)	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90	
	当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	0	0	0	0	0	
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	13,953	13,953	13,953	13,953	13,953	
	流動資産 (J)	37,078	37,078	37,078	37,078	37,078	
	うち未収金	0	0	0	0	0	
	流動負債 (K)	89,428	75,082	71,045	63,943	45,284	
	うち建設改良費分	85,484	71,138	67,101	59,999	41,340	
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	
	うち未払金	3,944	3,944	3,944	3,944	3,944	
	累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )						
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)						
	営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	16,141	15,945	13,134	12,973	12,813	
	地方財政法による (L) / (M) × 100						
	健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)						
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)						
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)						
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )						

# 投資・財政計画

## (2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
資本的 収入	1. 企業債	75,800	83,900	84,100	61,300	17,200	51,400
	うち資本費平準化債	68,900	75,000	91,300	55,300	17,200	51,400
	2. 他会計出資金	35,121	44,049	45,551	17,097	26,122	9,023
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	120	60	20	0	0	0
	9. その他						
	計 (A)	111,041	128,009	129,671	78,397	43,322	60,423
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	111,041	128,009	129,671	78,397	43,322	60,423
資本的 支出	1. 建設改良費	6,930	8,970	0	0	0	0
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	167,756	173,739	180,566	104,799	68,144	84,740
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金						
	5. その他						
計 (D)	174,686	182,709	180,566	104,799	68,144	84,740	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		63,645	54,700	50,895	26,402	24,822	24,317
補填財源	1. 損益勘定留保資金	63,021	54,702	50,897	26,402	24,822	24,317
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	624	△ 2	△ 2	0	0	0
計 (F)	63,645	54,700	50,895	26,402	24,822	24,317	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)		1,464,573	1,374,735	1,285,469	731,968	586,150	537,529
資金残高		33,756	32,140	29,746	29,746	29,746	29,746

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収益的収支分		101,803	96,150	95,093	50,714	43,678	41,075
うち基準内繰入金		77,795	66,199	61,490	32,094	30,173	29,560
うち基準外繰入金		24,008	29,951	33,603	18,620	13,505	11,515
資本的収支分		35,121	44,049	45,551	17,097	26,122	9,023
うち基準内繰入金		1,610	1,610	1,610	928	732	732
うち基準外繰入金		33,511	42,439	43,941	16,169	25,390	8,291
合 計		136,924	140,199	140,644	67,811	69,800	50,098
うち基準内繰入金		79,405	67,809	63,100	33,022	30,905	30,292
うち基準外繰入金		57,519	72,390	77,544	34,789	38,895	19,806

# 投資・財政計画

## (2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的 収 入	1. 企業債	52,400	52,300	46,200	42,900	34,200
	うち資本費平準化債	52,100	51,800	45,700	42,300	33,600
	2. 他会計出資金	9,518	10,267	8,083	7,346	8,944
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金					
	5. 他会計借入金					
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金					
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0
	9. その他					
	計 (A)	61,918	62,567	54,283	50,246	43,144
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純計 (A)-(B) (C)	61,918	62,567	54,283	50,246	43,144
資本的 支 出	1. 建設改良費	0	0	0	0	0
	うち職員給与費					
	2. 企業債償還金	85,744	85,484	71,138	67,101	59,999
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金					
	5. その他					
計 (D)	85,744	85,484	71,138	67,101	59,999	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		23,826	22,917	16,855	16,855	16,855
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	23,826	22,917	16,855	16,855	16,855
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0
計 (F)	23,826	22,917	16,855	16,855	16,855	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)						
企業債残高 (H)		488,938	440,956	314,466	274,953	236,094
資金残高		29,746	29,746	29,746	29,746	29,746

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的取支分		39,967	38,499	27,619	27,086	26,582
	うち基準内繰入金	28,963	27,858	20,489	20,489	20,489
	うち基準外繰入金	11,004	10,641	7,130	6,597	6,093
資本的取支分		9,518	10,267	8,083	7,346	8,944
	うち基準内繰入金	732	604	28	0	0
	うち基準外繰入金	8,786	9,663	8,055	7,346	8,944
合 計		49,485	48,766	35,702	34,432	35,526
	うち基準内繰入金	29,695	28,462	20,517	20,489	20,489
	うち基準外繰入金	19,790	20,304	15,185	13,943	15,037